# 第６講　平和主義

## 1　日本国憲法の平和主義

### ①敗戦（1945 年）

A　国土の荒廃（こうはい）

本土空襲，沖縄戦，広島・長崎への原爆投下など。

B　“大東亜共栄圏”の崩壊

あ　台湾・澎湖（ほうこ）諸島，南樺太，朝鮮支配の終焉（しゅうえん）

い　満州・サイパンなど占領地からの撤退。

C　連合国による初期対日占領政策→非軍事化・民主化

あ　陸海軍の解散と消滅

い　戦犯容疑者の逮捕と東京裁判〔極東国際軍事裁判〕

う　公職追放

### ②日本国憲法の規定→国民主権・平和主義・基本的人権の尊重が三大基本原理

A　**前文**

「政府の行為によつて再び**戦争の惨禍**が起こることのないやうに決意し…」

「日本国民は，**恒久の平和**を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて，**平和**を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは，**平和**を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる**国際社会**において，**名誉ある地位**を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく**恐怖と欠乏**から免れ，**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」

B　**第９条**

日本国憲法は，徹底した非戦・非武装主義と平和的生存権の承認を宣言している点で，画期的な**平和憲法**といえる。→「**人間の安全保障**」の先駆

あ　**戦争の放棄**

「日本国民は，正義と秩序を基調とする**国際平和**を誠実に希求し，**国権の発動たる戦争**と，**武力による威嚇**又は**武力の行使**は，**国際紛争**を解決する手段としては，永久にこれを**放棄**する。」

※日本は 1928 年締結の**パリ不戦条約〔ケロッグ・ブリアン条約〕**にも加盟している。

い　**戦力の不保持・交戦権の否認**

「前項の目的を達するため，**陸海空軍その他の戦力**は，これを保持しない。国の**交戦権**は，これを認めない。」

# ２　日米安全保障条約と自衛隊

## ①日本の独立と日米安全保障条約

中華人民共和国の成立（1949 年）や朝鮮戦争開始（1950 年）など東西冷戦の激化にともない，アメリカの対日政策が転換。西側諸国への組み入れが進む。

**1951 年**　**サンフランシスコ平和条約**調印→社会主義国を除く単独講和

※奄美（あまみ）・小笠原（おがさわら）・沖縄の各諸島はアメリカの施政権下に。

**日米安全保障条約**締結→片務（へんむ）的

※ GHQ の占領軍はアメリカの駐留軍へ。

※アメリカの日本防衛義務欠如・条約期限不明確・内乱条項など。

1952 年　サンフランシスコ平和条約発効→独立回復

**日米行政協定**締結

※日本は米軍に基地を無償提供し防衛分担金を負担。

1953 年　奄美群島返還（鹿児島県）

1955 年　第一回原水爆禁止世界大会

1956 年　日ソ共同宣言

日本が国際連合に加盟

1959 年～**安保闘争**〔60 年安保〕開始→第二次岸信介（のぶすけ）内閣

**1960 年**　**日米相互協力及び安全保障条約〔新日米安保条約〕**締結→双務的

※アメリカの日本防衛義務を明記・条約期限は 10 年間など。

※在日米軍の重大行動に関する**事前協議制**。→その例はなし

**※日本及び在日米軍基地への攻撃に対する共同行動。**

**日米地位協定**締結→国内における米軍の行動について定めたもの。

※防衛分担金を廃止

1965 年～ベトナム戦争本格化

1968 年　小笠原諸島返還（東京都）

**1970 年**　**新日米安保条約自動延長**

※ 70 年安保闘争

1972 年　沖縄返還（沖縄県）

※米軍基地の約 70％が沖縄県に集中

日中共同声明

1978 年　**日米防衛協力のための指針〔旧ガイドライン〕**発表

米軍基地への「**思いやり予算**」の負担開始

日中平和友好条約

〈*Note*〉

## ②自衛隊の設置

1950 年　朝鮮戦争勃発→ 53 年に休戦

**警察予備隊**発足→第三次吉田茂内閣

※ GHQ の指令による。

1952 年　日本の独立回復

**保安隊**発足→第四次吉田茂内閣

**1954 年**　MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結

※日本はアメリカの援助を受けるかわりに防衛力増強の義務を負う。

**自衛隊**発足→第五次吉田茂内閣

※自衛隊（陸上･海上･航空）の最高指揮監督権は内閣総理大臣がもつ。

※「**専守防衛**」にあたる自衛隊の行動については国会の承認が必要。

**防衛庁**設置

※防衛庁長官は文民→**文民統制〔シビリアン・コントロール〕**。

※一連の防衛力整備計画により自衛隊の増強にあたる。

1976 年　「防衛計画の大綱（たいこう）」決定→三木武夫（みきたけお）内閣

※防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定。

1986 年　安全保障会議の設置→国防会議を廃止

※のち国家安全保障会議に改組（2013 年）

1987 年　防衛費 GNP １％枠を突破→第三次中曽根康弘（なかそねやすひろ）内閣

1991 年　湾岸戦争勃発

※日本は多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出。

※戦争終結後に自衛隊の掃海艇（そうかいてい）を派遣。

1992 年　**PKO〔国連平和維持活動〕協力法**制定→宮沢喜一（きいち）内閣

※本格的な「国際貢献（こうけん）」の開始。

※以後**カンボジア**・モザンビーク・ザイール（現コンゴ民主共和国）・シリアのゴラン高原・ネパール・東ティモール・南スーダンなどへ自衛隊を派遣。

2002 年　改正 PKO 協力法制定

※停戦監視や放棄された武器の処分など PKF〔平和維持軍〕本体業務への活動も可能に。

2006 年　自衛隊法を改正

※自衛隊の海外活動は国土防衛と並ぶ「本来業務」に。

2007 年　防衛庁が**防衛省**に昇格➡第一次安倍晋三内閣
※防衛大臣は文民。

2013 年　**国家安全保障会議**〔日本版 NSC〕の設置➡第二次安倍晋三内閣
※国防についての重要事項を決定，内閣総理大臣が議長。

## ③安保・自衛隊に関する合憲・違憲を争う訴訟

日米安保条約による米軍の駐留と，警察予備隊→保安隊→自衛隊と続く日本の実質的な軍事力増強は，**日本国憲法第９条**との関係で，**解釈改憲**や明文(めいぶん)改憲〔**憲法改正問題**〕など激しい論争となってきた。

A　**日米安保条約に関する訴訟**

**砂川事件**（東京都，1957 年～）

※一審で違憲判決。最高裁は**統治行為論**（＝一見(いっけん)極めて明白に違憲・無効と認められない限り司法審査になじまないとする）により判断回避。

B　**自衛隊に関する訴訟**

政府解釈は「**自衛のための必要最小限度の実力**」は禁止されていない，自衛隊は「戦力」にはあたらないとしている。→自衛力合憲論

あ　**恵庭(えにわ)事件**（北海道，1962 年）

※一審で判断回避。

い　**長沼ナイキ基地訴訟**（北海道，1982 年）

※一審で違憲判決。二審で「統治行為論」により判断回避。最高裁は憲法問題には触れず上告を棄却。

う　**百里(ひゃくり)基地事件**（茨城県，1989 年）

※一審で「統治行為論」により自衛隊の違憲性は審査対象とせず。二審と最高裁は判断回避。

---

〈 ***Note*** 〉

# ３　平和主義に関わる諸問題

## ①核兵器問題

1967年，第二次**佐藤栄作内閣**が「**もたず，作らず，もち込ませず**」の**非核三原則**を表明。1971年に国会決議，法制化はせず日本の国是となる。

※2010年，アメリカの核搭載艦の寄港を黙認する「広義の密約」（1960年）と，有事の際の核もち込みに関する密約（1972年，沖縄返還時）があったことを，日本政府が認めた。

## ②国防問題

1967年　**武器輸出三原則**表明→第二次佐藤栄作内閣

※①共産圏②国連決議で武器輸出を禁止した国③国際紛争当事国とその恐れのある国へ武器を輸出しない

※1976年にすべての国への輸出を事実上禁止。

1989年　マルタ会談により東西冷戦終結

1996年　**日米安全保障共同宣言**発表→**安保再定義**

1997年　**新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕**発表

1999年　**周辺事態法**など**ガイドライン関連法**制定→小渕恵三内閣

※周辺地域で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態（＝**周辺事態**）が起これば自衛隊は米軍に軍事協力。

2001年　**テロ対策特別措置法**制定→第一次小泉純一郎内閣

※9.11**アメリカ同時多発テロ**を受け対テロ戦争での米軍の後方支援。

※アフガニスタン攻撃を行う米軍に対しインド洋上で給油活動。

※初の戦時下での海外派遣。

2003年　**イラク復興支援特別措置法**制定

※米英が始めたイラク戦争を受けイラクの非戦闘地域で自衛隊が活動。

**武力攻撃事態対処法**など**有事法制関連三法**制定→武力攻撃予測事態も想定

2004年　**国民保護法**・米軍行動円滑法など**有事法制関連七法**制定

※緊急事態への国内の対応を定めた**有事法制**の基本的枠組みが整う。

2006年　日米政府が在日米軍再編に合意

2008年　**補給支援特別措置法〔新テロ対策特措法〕**制定

※インド洋上での給油・給水活動。

2009年　**海賊対処法**成立→海上自衛隊をソマリアに派遣

※自衛隊は攻撃されていなくても武器使用可能。

2012 年　沖縄県の米軍普天間(ふてんま)飛行場に新型輸送機オスプレイ配備

※普天間飛行場は辺野古(へのこ)のキャンプ・シュワブへの移転が合意されている。

2014 年　**防衛装備移転三原則**の閣議決定→第二次安倍晋三内閣

※従来の武器輸出三原則にかわるもの。

**集団的自衛権**行使容認の閣議決定→憲法解釈の変更

※自国が直接武力攻撃をされていなくても同盟国に対する武力攻撃を自国への攻撃とみなし反撃することができる。

※従来は**個別的自衛権**行使のみ憲法上認められると解釈してきた。

2015 年　**安全保障関連法**制定

---

# 政治編　第６講　確認テスト

1　日本が敗戦したのは西暦何年か？

① 1931 年　② 1941 年　③ 1945 年　④ 1951 年

2　1951 年に締結，翌年発効して日本が独立した条約とは？

①ヴェルサイユ条約　②パリ不戦条約

③サンフランシスコ平和条約　④日ソ共同宣言

3　1951 年に調印された日米安全保障条約の内容としてふさわしくないものを選べ。

①アメリカの日本防衛義務欠如

②条約期限不明確

③内乱条項の存在

④在日米軍の重大行動に関する事前協議制

4　60 年安保闘争時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②岸信介　③佐藤栄作　④三木武夫

5　1960 年，安保改定に伴い締結された，国内における米軍の行動について定めた協定とは？

①日米行政協定

②日米地位協定

③日米防衛協力のための指針〔旧ガイドライン〕

④新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕

6　日本がアメリカから 1972 年に返還され，在日米軍基地の約 70％が集中している地名とは？

①樺太　②奄美諸島　③小笠原諸島　④沖縄

7　次の事項を時系列順に並べたさい，３番目となるものを選べ。
①警察予備隊発足　②保安隊発足
③自衛隊発足　④日米安全保障条約調印

8　1992年，PKO協力法にもとづき初めて自衛隊が派遣された国とは？
①カンボジア　②モザンビーク　③東ティモール　④南スーダン

9　日米安保条約に関する合憲・違憲を争う訴訟とは？
①砂川事件　②恵庭事件　③長沼ナイキ訴訟　④百里基地事件

10　非核三原則を表明した内閣とは？
①岸信介内閣　②佐藤栄作内閣　③宮澤喜一内閣　④安倍晋三内閣

11　2001年9月11日のアメリカ同時多発テロを契機に制定されたものは？
①周辺事態法　②テロ対策特別措置法
③イラク復興支援特別措置法　④国民保護法

12　集団的自衛権行使容認の閣議決定をした内閣とは？
①鳩山由紀夫内閣　②菅直人内閣
③野田佳彦内閣　④安倍晋三内閣

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ③ | 2 | ③ | 3 | ④ | 4 | ② | 5 | ② |
| 6 | ④ | 7 | ② | 8 | ① | 9 | ① | 10 | ② |
| 11 | ② | 12 | ④ | | | | | | |